

消防職員委員会について

【目的】

消防職員からの意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資すること。

【根拠】

○ 消防組織法（昭和22年法律第226号） 抄

第十七条 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もって消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。

- 一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。
- 二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。
- 三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

2 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員（委員長として指名された消防職員及び消防長を除く。）のうちから消防長が指名する。

4 前三項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

【組織】

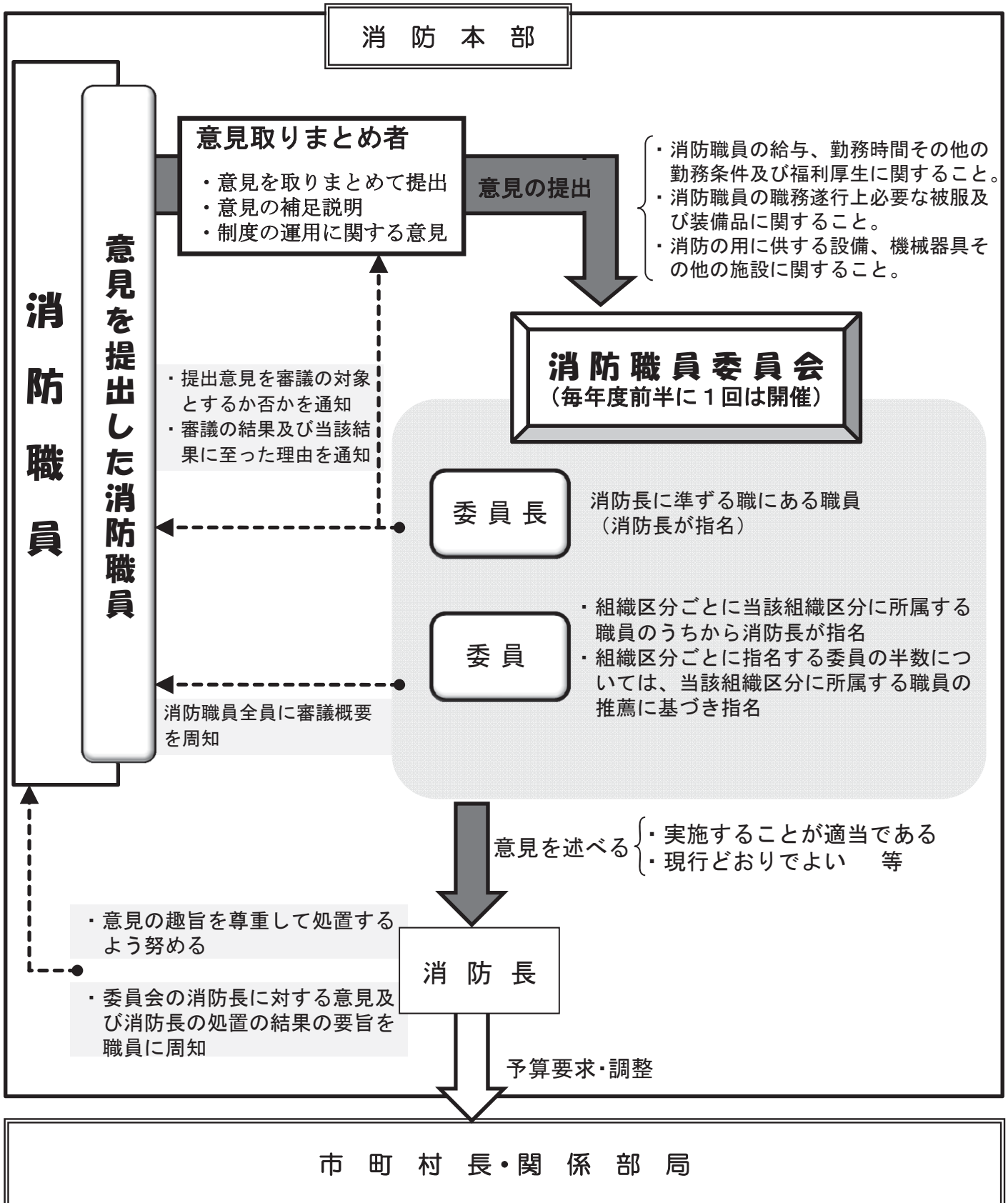
- ・ 委員長及び委員によって組織。
- ・ 委員長は、消防長に準ずる職にある消防職員のうちから消防長が指名。具体的には次長等。
- ・ 委員は、消防職員のうちから消防長が指名。うち半数は職員の推薦に基づいて指名。
- ・ 委員会の効果的かつ円滑な運営を図るため、意見取りまとめ者を設置。

【具体的な内容】

- ① 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること
- ② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること
- ③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること

以上①～③に関して消防職員から提出された意見を審議し、その結果に基づいて消防長に意見を述べる。

消防職員委員会の仕組み



平成24年度の留意事項

1 委員会の開催に関する事項

- ・ 委員会の開催については、次年度の予算編成を勘案し、毎年度前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催すること。
- ・ 意見の提出がない場合であっても、制度の趣旨に沿った円滑な運用を図るための検討や、事務局からの各種報告事項等を議題として開催すること。

2 提出する意見に関すること

- ・ 意見については、法律で定める項目に該当するものであれば幅広く提出できるものであり、職員が意見を出しやすい環境づくりに努めること。
- ・ 提出意見は制度の趣旨に照らし、できるだけ広く審議事項とすることが望ましく、法律に定める審議事項とならないことが明らかなもの(注)に限り審議対象外とすること。また、判断に迷う場合は、意見取りまとめ者等に意見の趣旨を確認するなど、意見提出者の意向を十分に汲み取るように注意すること。
- ・ 一度提出し、審議された意見について、次年度以降に同内容のものを提出することも差し支えないこと。例えば、委員会審議において、「実施が適当」とされたが、消防長等によって未だ実施されない事項について、次年度以降再度意見を提出し、委員会において消防長の処置結果を踏まえた審議を再度行うことも意義のあることと考えるべきであること。

3 職員への通知及び周知に関する事項

- ・ 意見提出者及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知すること。
- ・ 周知の方法については、各消防本部の回覧等、実情に応じた方法によることでも差し支えないこと。

4 意見取りまとめ者に関する事項

- ・ 意見取りまとめ者については、その活用を図られたいこと。
- ・ 職員から提出された意見は、原則として意見取りまとめ者を經由して委員会へ提出されることが望ましいものであること。
- ・ 意見取りまとめ者の、委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関する意見とは、意見の募集方法に関する意見、意見を提出しやすい環境づくりについての意見などであること。
- ・ 取りまとめた意見について他の意見取りまとめ者と意見交換をし、または意見を提出する際に他の意見取りまとめ者と共同して提出することも可能であること。

5 消防長の処置等に関する事項

- ・ 消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものであること。
- ・ 消防長は、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を職員に周知するものであること。

平成23年度消防職員委員会運営状況調査の結果

1 開催状況

	消防本部数	構成比
開催	791	99.1%
未開催	7	0.9%

5 開催時期

	消防本部数	構成比(開催本部数791に対する)
年度前半	690	87.2%
年度後半	101	12.8%

2 職員への通知及び周知の状況

	消防本部数	構成比(開催本部数791に対する)
①、②及び③をすべて実施	699	88.4%

- ① (委員会)意見提出者及び意見取りまとめ者に対し、審議結果及びその理由を通知している。
- ② (委員会)消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知している。
- ③ (消防長)消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置結果を周知している。

3 審議結果に対する消防長の処置結果

消防長の 処置結果 委員会の 審議結果	消防長の処置結果					計
	実施を 決定	実施に 向けて 検討	諸課題 を検討	実施は 困難	対応を 未決定	
実施が適当	878 16.7%	597 11.4%	415 7.9%	144 2.7%	16 0.3%	2,050 39.0%
諸課題を検討	105 2.0%	228 4.3%	808 15.4%	264 5.0%	17 0.3%	1,422 27.1%
実施は困難	3 0.1%	8 0.2%	15 0.3%	139 2.6%	4 0.1%	169 3.2%
現行どおり	30 0.6%	17 0.3%	38 0.7%	1,207 23.0%	27 0.5%	1,319 25.1%
その他	236 4.5%	5 0.1%	15 0.3%	30 0.6%	7 0.1%	293 5.6%
計	1,252 23.8%	855 16.3%	1,291 24.6%	1,784 34.0%	71 1.4%	5,253 100%

6 各年度の審議件数及び審議結果

		審議結果の区分				
		実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
19年度	5,312	2,177 41.0%	1,505 28.3%	227 4.3%	1,151 21.7%	252 4.7%
20年度	5,008	1,888 37.7%	1,397 27.9%	217 4.3%	1,210 24.2%	296 5.9%
21年度	5,149	2,067 40.1%	1,374 26.7%	217 4.2%	1,238 24.0%	253 4.9%
22年度	4,971	1,836 36.9%	1,371 27.6%	229 4.6%	1,209 24.3%	326 6.6%
23年度	5,253	2,050 39.0%	1,422 27.1%	169 3.2%	1,319 25.1%	293 5.6%
累計	86,496	35,112 40.6%	24,685 28.5%	4,477 5.2%	18,981 21.9%	3,241 3.7%

4 平成22年度に審議された意見の実現状況 (平成23年度末現在)

(1) 審議総件数に対する実施状況

審議総件数	既の実施された件数	割合
4,971	1,333	26.8%

(2) 委員会で「実施が適当」に区分されたものに対する実施状況

「実施が適当」とされた意見数	既の実施された件数	割合
1,836	972	52.9%

7 平成23年度中に実施した主な意見

(1) 勤務条件に関すること

- ・ 消防業務に必要な資格取得への助成
- ・ 更衣室、仮眠室の環境整備
- ・ インフルエンザ予防接種取得への助成
- ・ 庁舎内の禁煙化、分煙化

(2) 被服及び装備品に関すること

- ・ ゴーグル、ヘッドライトの個人貸与
- ・ 冷却用ベストの配備
- ・ 活動服、雨衣等の仕様変更
- ・ 耐切創手袋の個人貸与、仕様変更
- ・ 活動服、雨衣等背面への消防本部名の記載

(3) 消防の用に供する設備、機械器具に関すること

- ・ 老朽化した消防庁舎・訓練塔の改修
- ・ 空気呼吸器の増設、更新
- ・ 救急用資機材の充実
- ・ 火災原因調査用資機材等の充実
- ・ 車庫の環境整備